

地域密着型通所介護・ご利用費変更のお知らせ

1. 変更項目

サービス利用料金 ※項目3参照

2. 変更理由

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な報酬上の取り扱いとして、厚生労働省より通所介護費の算定について下記内容の通り公表がありました。それに従い通所介護費が変更となります。

3. 通所介護費の臨時的な取り扱い

【基本料】(7時間以上8時間未満)

区分	従来の 基本単位 (1回)	単位単価	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	739単位	10.14円	750円	1,499円	2,248円
要介護2	873単位		886円	1,771円	2,656円
要介護3	1,012単位		1,027円	2,053円	3,079円
要介護4	1,150単位		1,167円	2,333円	3,499円
要介護5	1,288単位		1,306円	2,612円	3,918円

【臨時単位】(延長加算9時間以上10時間未満)

区分	臨時単位 (1回)	単位単価	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	818単位	10.14円	830円	1,659円	2,489円
要介護2	958単位		972円	1,943円	2,915円
要介護3	1,102単位		1,118円	2,235円	3,353円
要介護4	1,247単位		1,265円	2,529円	3,794円
要介護5	1,389単位		1,409円	2,817円	4,226円

※上記利用者負担額は、あくまでも利用1回あたりの目安の金額です。月の利用回数等により金額の誤差が生じる可能性があります。

※その他の加算及び介護保険給付対象外サービス費用については変更ございません。

【算定方法】

算定方法は月の利用回数により異なります。

利用回数	算定方法
1～3回/月	利用回数のうち1回を臨時単位で算定します
4～6回/月	利用回数のうち2回を臨時単位で算定します
7～9回/月	利用回数のうち3回を臨時単位で算定します
10回以上/月	利用回数のうち4回を臨時単位で算定します

(例：月5回利用の方 → 臨時単位2回 従来の基本単位3回)